

議案第86号 交野市下水道条例の一部を改正する条例について

議案書31P~32P

1. 条例改正の目的

- (1) 国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、排水設備工事責任技術者の常駐・専属規制を緩和するため、指定工事店ごとに同技術者を専属させる規制を見直し、府内の複数営業所を兼任することを妨げないこととする。
- (2) 下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る表記の見直しを行う。

2. 条例改正の主な内容

(1) 排水設備工事責任技術者の常駐・専属規制を緩和するための改正

項目	現行	改正後
第6条の2関係 (指定の申請)	それぞれの営業所において <u>専属</u> することとなる責任技術者の氏名	それぞれの営業所において <u>選任</u> することとなる責任技術者の氏名 <u>並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u>
第6条の4関係 (責任技術者)	責任技術者を <u>専属させ</u> なければならない。	責任技術者を <u>選任</u> しなければならない。 <u>ただし、大阪府内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u>

(2) 下水道法施行令の一部改正に伴う改正

項目	現行	改正後
第11条関係 (除害施設の設置等)	大腸菌 <u>群</u> 数を除く。	大腸菌数を除く。

3. 施行日 令和7年4月1日



交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任</u>することとなる責任技術者の氏名<u>並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u></p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法人にあつては、定款又は寄附行為及び<u>登記事項証明書</u>、個人にあつてはその住民票の写し</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>選任</u>することとなる<u>責任技術者に係る府協会</u>により交付された責任技術者証の写し</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うもの</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属</u>することとなる責任技術者の氏名_____</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法人にあつては、定款又は寄附行為及び<u>登記簿の謄本</u>、個人にあつてはその住民票の写し</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>専属</u>することとなる<u>責任技術者の</u>____府協会により交付された責任技術者証の写し</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うもの</p>

新	旧
<p>とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業所ごとに、府協会により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、府協会による責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、大阪府内における他の営業所について兼任することを妨げない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第11条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。</p> <p>(1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、淀川水域に係る地域においては、同条第4項に規定する「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水</p>	<p>とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業所ごとに、府協会により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、府協会による責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第11条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。</p> <p>(1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、淀川水域に係る地域においては、同条第4項に規定する「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水</p>

新	旧
<p>基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号。以下「大阪府条例」という。）第3条別表第1号及び第6号（水素イオン濃度及び<u>大腸菌数</u>を除く。）に定められている当該物質に係る数値とする。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので大阪府生活環境の保全に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）にあつては、当該排水基準に係る数値とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号。以下「大阪府条例」という。）第3条別表第1号及び第6号（水素イオン濃度及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）に定められている当該物質に係る数値とする。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので大阪府生活環境の保全に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）にあつては、当該排水基準に係る数値とする。</p> <p>2 (略)</p>